

官禁

(号外)
独立行政法人国文印刷局

- 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令(内閣府三一)
 - 個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二三)
 - 〔府令・省令〕
 - 〔省令〕
 - 電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務三九)
 - 無線設備規則の一部を改正する省令(同四〇)
 - 外務省組織規則の一部を改正する省令(外務五)
 - 外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令(同六)
 - 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(財務四六)
 - 財務省組織規則の一部を改正する省令(同四七)

府
令

目次

○大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令(文部科学二二二)	○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七九)	○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産四一)
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(同八〇)	○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(国土交通五二)	○国土交通省組織規則の一部を改正する省令(同四二)
○医薬品の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(同八一)	○観光庁組織規則の一部を改正する省令(同五三)	○小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件(同二一四)
○医薬品の許可及び取締り等に関する省令(同八二)	○倉庫業法施行規則の一部を改正する省令(同五四)	○五GHz帯無線アクセシスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同二一五)
○人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(人審院九一五五一―三三三)	○五GHz帯無線アクセシスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件(同二一六)	○小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件(同二一六)
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第二十九条第二項第二号の規定に基づき、指定活用団体が預金をすることができる金融機関を指定する件(内閣府一四一六)	○無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件(同二一八)	○五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件(同二一四)
○周波数割当計画の一部を変更する件(総務二一一)	○無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件(同二一九)	○政治資金規正法の規定による政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成二十八年分)を公表する件の一部を訂正する件(同二二五)
○端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件(同二二一)	○無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件(同二二〇)	○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件(同二二六)
○周波数を超過五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件(同二二二)	○電波法施行規則第六条第四項第四号(3)及び(5)の規定に基づく総務大臣が別に告示する場所を定める件(同二二三)	○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件(同二二七)
○五、一五〇MHzを超える五、一五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件(同二二三)	○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件(財務一七一)	○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件(同二二八)
(以下次のページへ続く)	○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(同一七一)	○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件(同二二九)

○厚生労働省令第七十九号
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のよう改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

別表第一 (第四条の二関係)		改 正 前	改 正 後
劇物	劇物	別表第一 (第四条の二関係)	別表第一 (第四条の二関係)
一～十一の八 (略)	一～十一の八 (略)	十一の九 有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	十一の九 有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1) (25) (略)	(1) (25) (略)	(26) 一～(三)クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロビラゾロ「一・五一-a」ビリジン一二一イル一五一「メチルフロブ一一イソ一一イル」アミノ」一H一ビラゾール一四カルボニトリル(別名ビラクロニル)及びこれを含有する製剤	(26) 一～(三)クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロビラゾロ「一・五一-a」ビリジン一二一イル一五一「メチルフロブ一一イソ一一イル」アミノ」一H一ビラゾール一四カルボニトリル(別名ビラクロニル)及びこれを含有する製剤
(26) (略)	(26) (略)	(27) (146) (略)	(27) (146) (略)
十二～六十七 (略)	十二～六十七 (略)	(28) (145) (略)	(28) (145) (略)

この省令は、公布の日から施行する。

(新設)	(27) 一～(三)クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロビラゾロ「一・五一-a」ビリジン一二一イル一五一「メチルフロブ一一イソ一一イル」アミノ」一H一ビラゾール一四カルボニトリル(別名ビラクロニル)及びこれを含有する製剤	(27) 二～(四)クロロフエニル一二一(一H一～二・四一トリアゾール一一イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロフタニル)及びこれを含有する製剤
	(28) (145) (略)	(28) (145) (略)